

相模原市体育館に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和5年12月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第75号

相模原市体育館に関する条例を廃止する等の条例

(相模原市体育館に関する条例の廃止)

第1条 相模原市体育館に関する条例(昭和32年相模原市条例第29号)は、廃止する。

(相模原市体育館に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市体育館に関する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和6年度における指定管理者の指定の特例)

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の体育館の指定管理者の指定については、第16条及び第17条の規定にかかわらず、市長は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び体育館の指定管理者として指定されたもの(以下「相模原市立総合体育館等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができる。

3 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、相模原市立総合体育館等指定管理者に対し、第17条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して相模原市立総合体育館等指定管理者を指定管理者として指定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前における第1条の規定による廃止前の相模原市体育館に関する条例別表に掲げる施設の利用に係る使用料の還付の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例による。